

他の電気事業者等への販売に伴い控除すべき二酸化炭素排出量

未調整排出係数の算出に当たって「分子」となる未調整二酸化炭素排出量は、供給した電気全体に係るものとされているため、他の電気事業者等へ販売した電気（小売しなかった電気）の発電に伴う二酸化炭素排出量は、当該電気を販売した者の未調整二酸化炭素排出量から控除する必要がある。

- I. 本文の「2. 未調整二酸化炭素排出量の算定方法」の（1）及び（2）により把握した二酸化炭素排出量を算定する。
- II. 他の電気事業者等への販売に係る電気は、以下のケースに応じて二酸化炭素排出量を控除する。
- (i) 自社電源に由来する場合（取引所販売する場合を除く。）は、Iの排出量の算定において、当該販売に係る電気の発電に伴う二酸化炭素排出量を含めないものとする。
  - (ii) 他の者から調達した電気であっても電源が特定できる場合（取引所販売する場合を除く。）は、自らの前年度の排出係数に当該販売に係る電力量を乗じて算定した二酸化炭素排出量を控除するものとする。
  - (iii) 当該販売に係る電気の電源が特定できない場合（取引所販売する場合を除く。）は、自らの前年度の排出係数に当該販売に係る電力量を乗じて算定した二酸化炭素排出量を控除することとする。
  - (iv) 取引所販売した場合、
    - 取引所販売に係る電気の発電所が明確であれば、その事業所の係数に当該販売に係る電力量を乗じて算定した二酸化炭素排出量を控除することとする。
    - 取引所販売に係る電気の発電所が不明確であれば、自らの前年度の排出係数に当該販売に係る電力量を乗じて算定した二酸化炭素排出量を控除することとする。
- ※他の電気事業者へ販売した電気の発電に伴う二酸化炭素排出量に関して、販売側の控除する量及び購入側が算定に用いる量が同量となる。

